

12月3日～9日は障害者週間です

# 誰もが暮らしやすいまちにするために わたしたちにできること

近年、障がいのある方の生活を社会や地域で支えていこうという取り組みが始まっている一方、障がいに関する理解が十分でないことから、障がいのある方に対する差別や偏見が存在することも事実です。

障がいや、障がいのある方に対する理解を深めましょう。

## 障がいのある方は町内にどれくらいいる？

町内には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている方が約1600人暮らしています。

これは町の人口の約6%に相当します。(令和6年10月末時点)

このほかに、発達障がいや難病などにより、手帳を持っていなくても何らかの「生きづらさ」を抱えて生活している方がいます。

## 障がいを理解し、一人ひとりに合ったサポートを

### 聴覚・言語障がいのある方

聴覚障がいのある方との会話には、手話、指文字、筆談、口話、読話や身振り手振り、図やイラストを使うなどの工夫をしましょう。

人によってコミュニケーション方法が異なるので、どのような方法が良いか、本人の意向を確認しましょう。



### 知的障がい・精神障がいのある方

同じことを繰り返し尋ねたり、理解するのに時間がかかったりする方もいるため、簡単なメモを渡したり、図やイラストで伝えるなどの工夫をしましょう。



### 視覚障がいのある方

「あちら」「これ」などの指示語では、「どこか」「何か」が分かりません。

場所は「30cm右」「2歩前」、物は「○○くらい大きさ」など、具体的に説明しましょう。また、誘導を頼まれたときは服をつかんでもらい、半歩前を歩きましょう。



### 車いすの方

段差や狭い通路で困っていたら、声を掛けて手伝いましょう。

また、車いすの方と話をするときは立ったままだと威圧的な印象に受け取られてしまいます。できるだけ同じ目線で会話をするようにしましょう。



## 障がいのある方に対する差別とは

障がいのある方もない方も、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を目指し、「障害者差別解消法」では、**不当な差別的取り扱いをすること、合理的配慮をしないことが差別だ**としており、令和3年の改正法により、令和6年4月1日から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善が見られない場合は、国の行政機関から報告を求められたり、助言や指導、さらには勧告を受けたりする場合があります。

不当な差別的取り扱いとは、障がいがあるという理由だけでスポーツクラブに入会させてもらえない、アパートを貸してもらえない、車いすでは店に入ってもらえないことなどで、障がいのない方とは違う扱いを受けることにより、障がいのある方が不利に扱われることです。

合理的配慮をしないこととは、聴覚障がいのある方に声だけで話す、視覚障がいのある方に書類を渡すだけで読み上げない、知的障がいのある方に分かりやす

く説明しないことなどで、このような対応は、障がいのある方にはきちんと情報を伝えていないことになります。

障がいの特性や程度、性別、年齢などにより求められることは一人ひとり違ってきます。困っている様子を見かけたり、配慮を求められたときは、できる限り力になるように心掛けましょう。負担が大きくてできない場合は、相手にきちんと説明して分かっ

## できることから始めよう

障がいのある方が困っているとき、「どうしたらいいか分からない」「私にはできないかもしれない」とためらう場面があるかもしれません。が、専門的な知識や経験がなくても簡単な援助をすることはできます。

困っているかどうか判断できないときでも、勇気を出して「何かお手伝いしましょうか?」と声を掛けてみてください。

障がいの程度はさまざまで、サポートの方法も状況によつてさまざまですが、一人ひとりの声に耳を傾け、「その人」を知ることが、差別をなくす第一歩となります。

## 障がいのある人と連携した取り組み(令和6年度) ～幕別町では当事者や関係機関と連携し、さまざまな取り組みを行っています～

### 障がい者 職場体験事業

一般就労に向け、職場体験の受け入れを行っています。令和6年度は役場内で3人、民間企業で1人の計4人(令和6年10月31日時点)の方を受け入れ、事務補助や洗車作業、カフェ業務などを行いました。



### 農福連携

働き手が不足する農業者と、働き場所を求める福祉事業所が、農作物の生産から販売まで幅広く連携し取り組んでいます。また、令和5年度に引き続き、農福まるしえを開催しました。商品のポップは障がい者職場体験事業を利用した方が作成しました。



### 中札内高等養護学校 幕別分校との連携

中札内高等養護学校幕別分校の授業の一環として、幕別町と連携し、町内の公共施設駐車場のライン引きなどを実施しました。

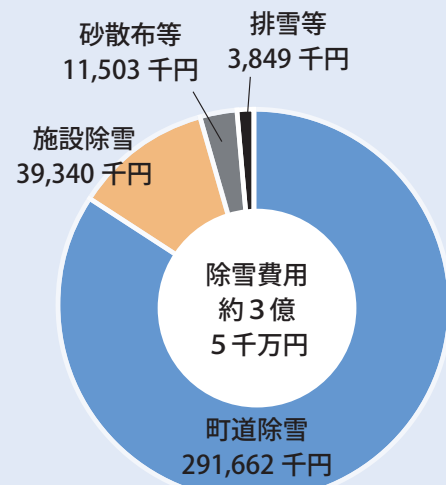


## 幕別町の除雪費用 (令和5年度決算)

¥ 町民1人当たり  
約14,000円の負担

※ 令和5年度は幕別162cm、忠類237cmの降雪があり、幕別一斉除雪4回、忠類一斉除雪7回、郊外除雪5回、郊外吹込除雪20回、拡幅除雪8回、砂散布32回を行いました。

※ 除雪回数などにより、毎年の除雪費用は変動します。



除雪管理システム  
(1月1日から  
利用できます)



※ご利用の際は、サイト内の利用規約への承諾とアンケートに協力ください。

## 除雪管理システムについて

幕別町では除雪に関する問い合わせが年間200件以上あり、そのうち「除雪車が来ない」、「除雪車はいつ来るのか?」という内容が全体の約3割を占めています。

これらを解消し、住民サービスの向上を図るため、「除雪管理システム」を整備しています。

「除雪管理システム」では、次のようなことができますので、町ホームページからアクセスし、利用ください。(令和7年1月1日から利用できます)

### 除雪車の現在位置をお知らせ

除雪車の現在位置を地図上(除雪対象路線図)にリアルタイムで表示します。

### 町内4カ所の積雪状況を公開

町内4カ所(幕別、札内、糠内、忠類)の赤外線センサーで計測した1時間ごとの降雪深など積雪状況を公開します。

### スクールバスの現在位置をお知らせ

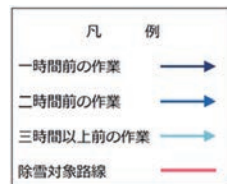
スクールバスの現在位置を地図上(スクールバス路線図)にリアルタイムで表示します。

### 除雪作業の経過時間をお知らせ

地図上(除雪対象路線図)に除雪作業から経過した時間を色分けして表示します。



▲運用時の参考画像



# 除雪をスムーズに進めるために

みなさんが利用する道路や公共施設を少しでも早く除雪するため、町や民間の除雪車で除雪体制を整えています。除雪作業を素早く安全に行うために、協力をお願いします。

## 除雪に関する3つのお願い

- ①道路に雪を出さない
- ②路上駐車をしない
- ③除雪車に近付かない

除雪の遅れや事故の発生、  
緊急車両の妨げになることを防ぎます

## なぜ「かき分け除雪」なの?

限られた時間、限られた除雪車、限られた予算では、物理的に「かき分け除雪」で精一杯です。間口に雪を置いていくことになりますが、みなさんの協力をお願いします。

### 1 長い除雪延長

幕別町が一晩で行う除雪の延長は車道のみで650km。これは直線距離で幕別町から新潟県まで行ける距離です。

朝7時まで

47台



### 2 限られた時間

通勤・通学時間帯の渋滞を避けるため、除雪作業は深夜から始めて朝7時頃までに終わらせることを目標としています。

### 3 限られた除雪車

町が委託している町道の除雪事業者13者が、除雪車47台(除雪ドーザ32台、除雪トラック15台)で幕別、札内、忠類の市街地や郊外などの車道をブロックごとに除雪しています。

### 4 限られた予算

毎年かかる町道の除雪費用は約3億円ですが、ここ数年は労務単価や燃料費の高騰などで増加傾向となっています。排雪は、通常の除雪に比べ、多額の費用や日数がかかるため危険な箇所や幹線道路などに限定して行っています。

公園(街区公園)に雪を捨てることができます。

ただし、重機など**機械での雪入れ**は次の理由で**禁止**しています!

- 雪山で遊んでいる子どもたちが危険です。
- 公園内に石が入り、町内会の草刈りなどに支障が出ます。
- 柵や遊具が損傷する恐れがあります。
- 大量の雪を入れると雪解けが遅延します。



岡土木課公園整備係(☎54-6622)

▲公園の柵の被害状況

## 除雪に関する問い合わせ先

### 【幕別・札内地区】

- ▶町道:土木課管理係(☎54-6622)
- ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部(☎27-8727)
- ▶国道:帯広開発建設部帯広道路事務所(☎25-1250)

### 【忠類地区】

- ▶町道:忠類総合支所経済建設課建設管理係(☎8-2111)
- ▶道道:十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所(☎6-3141)  
※道道幕別大樹線(駒島市街〜旧忠類町界)、道道駒島更別線(駒島市街〜更別村界)は十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所に問い合わせください。
- ▶国道:帯広開発建設部広尾道路事務所(☎2-3148)

# 福祉除雪事業のお知らせ

高齢や障がいなどの身体的理由により自ら除雪することが困難な低所得世帯を対象として、外出等の日常生活に必要な通路を確保する「福祉除雪」を実施します。(親族や町内会などが除雪できる世帯は対象外です)

### 対象となる世帯

町内に居住し、次の(1)と(2)の要件を満たす世帯

(1)身体的要件

世帯員全員が、次の①～③までのいずれかに該当し、かつ**自ら除雪できない**世帯

①令和6年度に75歳以上である方(昭和25年4月1日以前に生まれた方)

②身体障害者手帳1級から3級までに該当する方

③要介護3から要介護5までに該当する方

(2)収入要件・資産要件等

次の①から③までの全てに該当する世帯

①収入要件

非課税収入(障害年金・遺族年金など)を含む前年の収入額(年額)が生活保護制度における最低生活費の1.1倍以下であること

【対象世帯の例(持家の場合)】

| 世帯例                | 収入額(年額)    |
|--------------------|------------|
| 75歳単身世帯            | 954,000円   |
| 75歳夫婦世帯            | 1,495,000円 |
| 75歳と70歳(身障2級)の2人世帯 | 1,764,000円 |

※金額は目安です。個別の世帯については、問い合わせください。

☎福祉課社会福祉係(☎54-6612)

②資産要件

現金・預貯金・有価証券等の合計額が単身世帯で350万円(世帯員が1人増えるごとに100万円を加算)以下であること

③世帯の中に町税等を滞納している方がいないこと(町税等を滞納している方が分納誓約を履行していると認められる場合は除きます)

### 除雪の内容

町道の除雪が終了後、順次「住宅の玄関から公道までの通路を約1.5mの幅でかき分ける除雪」を行います。

※指定の場所への雪の移動や排雪は行いません。

・玄関から道路までの通路部分

・車庫前や物置、駐車場等は対象外

### 留意事項

申請書の提出が必要です。要件を満たしているかの事前調査および現地確認を実施します。

◆申請窓口:福祉課、ふれあいセンター福寿、札内支所、糠内出張所

◆除雪費用:無料

# インボイス制度に関するお知らせ(事業者のみなさんへ)

### インボイスとは

令和5年10月1日から、消費税の複数税率に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が開始されました。事業者間でやり取りされる消費税額が記載された請求書や領収書のことです。事業者が消費税の納税額を計算する際に必要となるものです。消費者はインボイス対応の必要はありません。

### 水道料金等の適格請求書(インボイス)の対応について

幕別町では水道料金等の請求は、納付書をインボイスに対応する書類とします。

なお、口座振替で支払いをしている方のうち、インボイスを必要とする場合は、申請により「納入済証明書」を毎年1回発行しますので、次のとおり申請をお願いします。

※毎月発行される「水道使用量のお知らせ(検針票)」はインボイスに対応していませんのでご注意ください。

### 納入済証明書の申請方法

納入済証明書発行申請書を提出するか、水道課庶務係へ電話で申し込みください。

電話で申し込みの場合は、納入済証明書発行に必要な情報を聞き取りします。

【申請書を提出する場合】

▶提出書類 納入済証明書発行申請書

▶申請窓口 水道課庶務係、忠類総合支所経済建設課、札内支所、糠内出張所

▶提出方法 窓口持参、郵送、FAX

詳しくは町ホームページをご覧ください。

☎・申 水道課庶務係(☎54-6624)

# 行政区内の除雪・排雪対策に「協働のまちづくり支援事業」を活用ください

☎・申 住民課住民活動支援係(☎54-2288)



「協働のまちづくり支援事業」では、町内会等助け合い活動支援事業として、次のとおり町内会やボランティア団体が行う各種事業に対し、交付金を交付しています。行政区内の除雪・排雪対策に活用ください。

事業の利用にあたっては、町内会長またはボランティア団体から申請書と必要書類の提出が必要となります。

## (1)雪かき支援

|      |                                                       |
|------|-------------------------------------------------------|
| 実施主体 | 町内会・ボランティア団体                                          |
| 交付対象 | 高齢者の一人暮らし世帯、高齢者世帯、単身障がい者世帯などの除雪支援                     |
| 交付額  | 除雪1戸につき5,000円(定額)                                     |
| 留意事項 | ①町内会の住民自らが町内会の区域内において実施する除雪を対象とします。<br>②除雪戸数は実戸数とします。 |

## (2)雪堆積場確保

|       |                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施主体  | 町内会                                                                                                                          |
| 交付対象  | 市街地の空き地などへの雪捨て場確保に係る経費                                                                                                       |
| 交付率   | 10分の10                                                                                                                       |
| 交付限度額 | 雪捨て場1カ所の面積<br>330平方メートル未満……………10,000円<br>330～660平方メートル未満…15,000円<br>660平方メートル以上……………20,000円                                  |
| 留意事項  | ①市街地内または市街地に隣接する私有地に設置する雪捨て場を対象とします。<br>②4戸程度の住民が利用できる土地を選ぶこと。<br>③対象とする経費は、土地の確保に係る額とします。<br>④契約期間が満了した際は、清掃などを行い元の状態に戻すこと。 |

## (3)地域内除雪機械導入

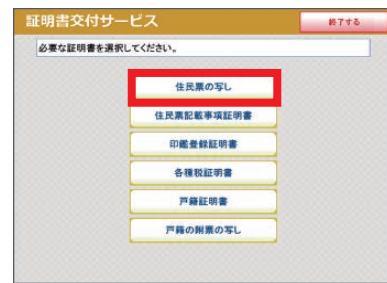
|       |                                                                                  |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 実施主体  | 町内会・複数町内会                                                                        |
| 交付対象  | 除雪機械・小型融雪機械導入に係る経費<br>※行政区内の通学路など歩行者安全確保のための除雪、近隣センター・忠類地区の町内会会館の除雪への使用を目的としたもの。 |
| 交付率   | 10分の10                                                                           |
| 交付限度額 | 250,000円                                                                         |
| 留意事項  | ①1町内会につき1台を限度とし、導入後10年以上使用すること。<br>②導入した機械は、雪かき支援事業に使用することができます。                 |

## (4)地域内排雪

|       |                                                                                                     |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施主体  | 町内会                                                                                                 |
| 交付対象  | 行政区内の道路・交差点の安全確保のための排雪に係る経費                                                                         |
| 交付率   | 10分の5                                                                                               |
| 交付限度額 | 1メートルにつき500円<br>交差点のみ排雪する場合は、3差路17,000円、4差路34,000円                                                  |
| 留意事項  | ①市街地の排雪を対象とします。<br>②同一路線または交差点の排雪に対する申請は、年度内1回を限度とします。<br>③道路の排雪は、片側につき交差点を両端とする区間全てを排雪した路線を対象とします。 |

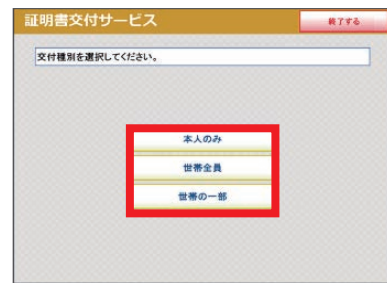
## 5 証明書の選択

証明書の一覧が表示されますので「住民票の写し」を選択します。



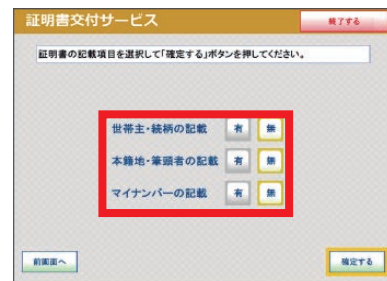
## 6 交付種別の選択

本人のみ、世帯全員、世帯の一部のいずれかを選択します。



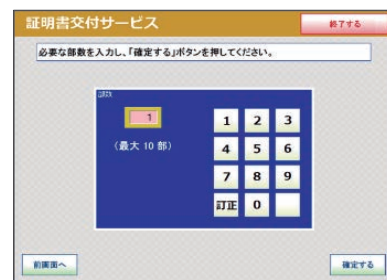
## 7 記載事項選択

証明書に記載する項目(世帯主・続柄、本籍地・筆頭者、マイナンバーの記載)の有無を選択します。



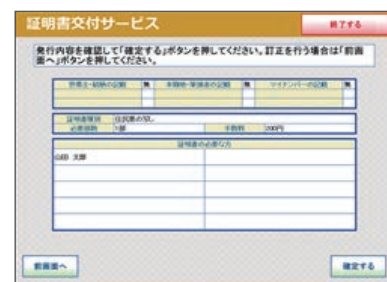
## 8 部数選択

必要部数を入力します。



## 9 発行内容確認

入力した内容を確認します。訂正がある場合は戻って訂正することができます。



## 10 手数料の支払い・印刷

必要部数分の手数料をキオスク端末(マルチコピー機)の投入口に入金すると、印刷されます。  
手数料:部数×300円

## 11 取り忘れ注意

証明書の印刷後、取り忘れ防止の音声案内が流れますので、証明書を受け取り、音声停止用ボタンを押してください。領収書の取り忘れに注意してください。

# 住民票などのコンビニ交付サービスが 12月6日から始まります

☎住民課戸籍住民係 ☎54-2288

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアなどのキオスク端末(マルチコピー機)で、住民票などの証明書が取得できるようになることを、11月号でお知らせしました。

今月号は、その利用方法について、「住民票の写し」の交付を例に説明します。

## ◆必要なもの

- ・マイナンバーカード(4桁の暗証番号)
- ・手数料 1部300円
- ※印鑑登録証明書の発行には印鑑登録証(赤色の手帳)は、必要ありません。

## ◆利用できる時間

午前6時30分から午後11時まで(店舗の営業時間内)

## ◆利用方法(住民票の写しを取得する場合)

※キオスク端末(マルチコピー機)の種類によって画面は若干異なります。

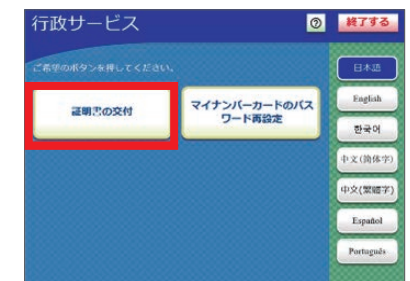
### 1 メニューの選択(1)

「行政サービス」を選択します。



### 2 メニューの選択(2)

「証明書の交付」を選択します。



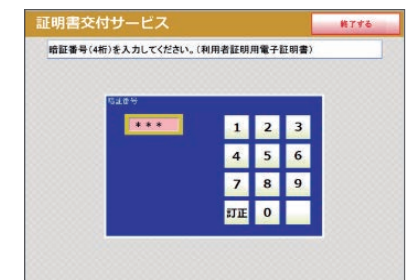
### 3 マイナンバーカード読み取り

端末の所定の位置にマイナンバーカードをセットします。



### 4 暗証番号の入力

マイナンバーカードの4桁の暗証番号を入力します。  
※3回間違えるとロックがかかるので注意してください。



コンビニ交付サービスを利用する際は、マイナンバーカードが必要です。

カードをお持ちでない方は、申請から交付まで2～3週間ほどかかりますので、早めに申請してください。

お持ちでない方は  
今すぐ  
マイナンバーカードの  
申請を!



**屋根のお悩みご相談ください!!**

屋根張替工事 雨漏り・すが漏り修理 雨樋・雪止金具取付など

お見積無料 地元一筋70年

有限会社 田中板金工業所 幕別町札内中央町394-3 まずはお電話を(0155) 56-2218 FAX (0155) 56-3959 E-mail:tanakaroofworks@gmail.com



保険のことならなんでもご相談ください。  
自動車保険、生命保険、医療保険等

**ウイズT&C株式会社**

札内桜町136番地30-4 ☎0155-28-7700

保険のウイズと一緒に働きませんか?  
保険の仕事に興味のある方募集中です。



有料広告

# 幕別町立学校教育職員の 時間外在校等時間を公表します

☎教育委員会学校教育課総務係(☎54-2006)

幕別町教育委員会では、令和6年8月に「学校における働き方改革 幕別町アクション・プラン(第3期)」を策定し、学校現場の働き方改革を推進しています。働き方改革の目的は、教員自身がこれまでの働き方を見直し、子どもたちと向き合う時間や自らの学びを深めるための時間を確保することで、「質の高い学び」と「持続可能な学校」を実現することであり、その実現のために、「時間外在校等時間(※)」を1カ月で45時間以内、1年間で360時間以内とすることを目標に掲げています。

これまでのアクション・プラン(第2期)に掲げる取り組みの成果と課題を踏まえた新たなアクション・プラン(第3期)により、中学校の時間外在校等時間が減少する一方で、小学校では昨年度の状況と比べて増加しています。

今後も町教育委員会では、働き方改革の実施状況を適切に把握、分析し、必要な環境整備の取り組みを実施するとともに、学校現場においては、全職員の共通理解のもと、勤務時間を意識した働き方の実践に取り組んでいきますので、学校における働き方改革の趣旨についてご理解をお願いします。

※時間外在校等時間とは、在校等時間から所定の勤務時間(7時間45分)を引いた時間です。

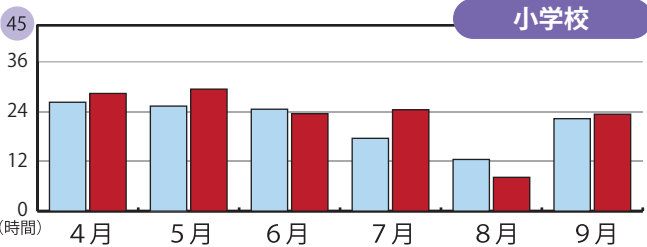
## ▶時間外在校等時間の状況(学校種別／上半期)

【教職員:小学校132人、中学校86人の平均】

| 令和6年度 | 4月      | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 平均      |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校   | 28時間37分 | 29時間41分 | 23時間49分 | 24時間43分 | 8時間15分  | 23時間37分 | 23時間07分 |
| 中学校   | 35時間18分 | 35時間01分 | 33時間13分 | 31時間36分 | 11時間38分 | 28時間05分 | 29時間09分 |

【教職員:小学校141人、中学校85人の平均】

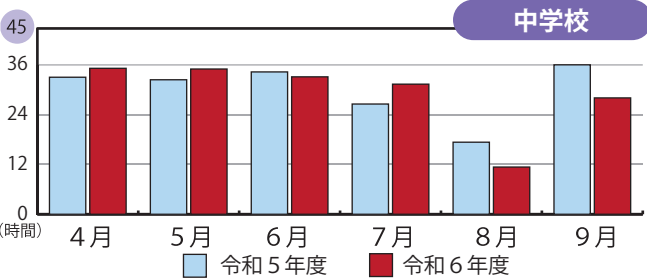
| 令和5年度 | 4月      | 5月      | 6月      | 7月      | 8月      | 9月      | 平均      |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 小学校   | 26時間25分 | 25時間32分 | 24時間57分 | 17時間55分 | 12時間46分 | 22時間29分 | 21時間41分 |
| 中学校   | 33時間03分 | 32時間42分 | 34時間31分 | 26時間57分 | 17時間37分 | 36時間02分 | 30時間09分 |



令和6年度上半期の小学校の時間外平均は23時間07分(前年比1時間26分増)で、45時間超の教育職員は延べ88人(前年比4人増)、中学校の時間外平均は29時間09分(前年比1時間減)で、45時間超の教育職員は延べ110人(前年比1人増)となりました。

今後も引き続き時間外の縮減に向けて取り組んでいきますので学校現場における働き方改革についてご理解をお願いします。

なお、公表はホームページでも行っています。



## 長期休業期間中の学校閉庁日

8月号でお知らせしたとおり、教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、次のとおり幕別町立小・中学校を閉庁しますので、理解と協力をお願いします。

☎教育委員会学校教育課総務係(☎54-2006)

▶期 間 12月29日⑩～1月3日⑤

▶お願い この期間は、学校に教職員が不在となります。転出入の手続きや学校への相談・問い合わせなどはこの期間外にお願いします。原則、部活動も行いません。

緊急時の連絡先 幕別町役場(☎54-2111)

## 12月 は児童手当の支給月です

児童手当制度の改正に伴い、手当の支給が年6回(偶数月)に変更となり、支払通知書の送付は廃止となります。

12月支給の児童手当は、10月、11月の2カ月分を支給しますので、児童手当受給者の方は、通帳記帳などにより手当の支給を確認ください。

◆支給日 12月10日⑩

◆支給月額(お子さん1人当たり)

| 区分                             |         | 支給月額     |
|--------------------------------|---------|----------|
| 3歳未満                           | 第1子・第2子 | 15,000 円 |
|                                | 第3子以降   | 30,000 円 |
| 3歳～高校生年代<br>(18歳到達後、最初の年度までの子) | 第1子・第2子 | 10,000 円 |
|                                | 第3子以降   | 30,000 円 |

※第3子の算定は受給者に経済的な負担などがある22歳到達後最初の年度末までの子を含みます。

## 認定請求書または額改定届の提出を忘れていませんか？

児童手当制度の改正の影響を受ける方、受ける可能性がある方に、9月に申請案内を送付しています。

提出期日(10月31日)を過ぎた場合でも、令和7年3月31日⑩までに申請いただければ、令和6年10月にさかのぼって支給することができますので、確認ください。

なお、手続きの詳細については、申請案内および町ホームページを確認ください。

▶児童手当制度改正詳細(町ホームページ)

<https://www.town.makubetsu.lg.jp/kenkou/kosodate/2022-0606-1322-19.html>



☎こども課こども支援係(☎54-6621)

毎日野菜を  
+1  
まずはプラス1くち  
プラス1皿  
つぎはプラス1皿

大量消費&使い切り  
かんたん野菜レシピ

ブロッコリー、コーン、トマトなどの野菜やきのこ、ウインナーなど、お家にある食材でアレンジできる野菜たっぷりのスープです。  
人参・大根を型抜きしたり、かわいい形のマカロニを使うとお子さんも喜ぶよ！

調理時間  
40分

このメニューは1人分で  
140gの野菜がとれます！

1人分  
161  
キロカロリー

1人当たりの  
野菜目標量  
1日350g以上

残り野菜を  
活用する！

町ホームページで  
過去のレシピを掲載中！

### 作り方

#### ①下準備をする

- ▶ジャガイモ、人参、大根、玉ねぎ、セロリ、ベーコンは1cmの角切りにする。
- ▶キャベツは2cmのざく切りにする。
- ▶ホールトマトは粗くつぶしておく。

#### ②材料を炒めて、水を加えて煮る

- ▶鍋にオリーブオイルを入れ、中火にかける。  
玉ねぎ⇒人参・大根⇒セロリ⇒ベーコンの順に入れ、しんなりするまで炒める。
- ▶ジャガイモ、キャベツ、ホールトマトを入れて軽く混ぜ、水を入れる。フタをして強火で加熱し、沸騰したら弱火にして野菜に火が通るまで煮る。

#### ③仕上げにマカロニを加えて、味を調える

- ▶マカロニを加え、パッケージに表記されている茹で時間分をさらに煮込み、塩・こしょうで調味する。

材料(4人分)

- ・ジャガイモ……………1個(100g)
- ・人参……………1/2本(80g)
- ・大根……………7cm(80g)
- ・玉ねぎ……………1/2個(100g)
- ・セロリ……………1/2本(50g)
- ・ベーコン……………50g
- ・キャベツ……………1枚(50g)
- ・ホールトマト缶……………200g
- ・マカロニ……………30g
- ・オリーブオイル……………大さじ1
- ・水……………600ml

【調味料】

- ・塩……………小さじ1/2
- ・こしょう……………少々

## 住宅用火災警報器を設置しましょう

住宅用火災警報器は全ての住宅に設置義務があります。幕別町内の一般家庭を対象に、住宅用火災警報器の購入・取り付けを幕別町商工会加盟店が行います。

### 住宅用火災警報器の効果

火災を早期に  
発見できる

すばやい  
避難・通報・消火  
が可能

住宅用火災警報器を設置していない場合と比べて  
**死亡リスクや被害拡大リスク**の減少に大きな効果があります！



### 取り扱い業者一覧

| 地区 | 業者名            | 住所               | 電話番号     | FAX      | メーカー                |
|----|----------------|------------------|----------|----------|---------------------|
| 幕別 | 株式会社 大上電気工業    | 本町 35 番地 1       | ☎54-2612 | ☎54-2698 | パナソニック、<br>能美防災 他各種 |
|    | 有限会社 吉田時計電器    | 錦町 15 番地         | ☎54-2605 | ☎54-3591 | パナソニック              |
| 札内 | 浅井建設 株式会社      | 札内春日町 316 番地 15  | ☎56-3733 | ☎56-3934 | ニッタン                |
|    | 株式会社 うさぎハウジング  | 札内桜町 91 番地 11    | ☎28-7537 | ☎28-7537 | パナソニック              |
|    | 有限会社 オグラ時計電器   | 札内中央町 450 番地     | ☎56-4532 | ☎56-4108 | パナソニック              |
|    | 株式会社 下浦ハウス     | 札内桜町 66 番地 6     | ☎25-1212 | ☎25-3672 | 大建工業                |
|    | 有限会社 パルポートさつない | 札内若草町 539 番地 5   | ☎56-4147 | ☎56-4196 | パナソニック              |
|    | 有限会社 ユー電舎      | 札内あかしや町 61 番地 27 | ☎56-6404 | ☎56-6404 | 東芝、パナソニック           |
| 忠類 | シモトリ電気         | 忠類本町 17 番地 17    | ☎8-2610  | ☎8-2610  | パナソニック              |

詳細は各取り扱い業者に問い合わせいただくか、幕別町商工会・幕別消防署ホームページをご覧ください。  
☎幕別町商工会 (☎54-2703)、幕別消防署 (☎54-2434)

## 令和7年からの

## 「選挙投票区の見直し」を検討しています



幕別町選挙管理委員会では、現在の23投票区となって18年が経過し、選挙をめぐる制度や社会情勢が変化していることから、投票区の再編を検討しています。

全ての有権者にとって、より投票しやすい環境を整えるとともに、この先20年で約15%減という本町の人口推計を踏まえ、20年後を見据えた投票区および投票所の再編を行い、公正で円滑な選挙事務の執行を目指したいと考えています。10月号では、現在検討中の投票区再編案を、11月号では「移動支援」の取り組みについて掲載しました。

今月号は、再編後に投票所が変更となる行政区の町内会長を対象として開催した意見交換会の中で出された意見等を紹介します。

### 投票区再編案

現在の23の投票区を11の投票区に再編統合します。

23



11

#### ◆再編の考え方

小学校区を基本とし、有権者数(約4,000人)、当日の投票者数(約1,500人)、投票所施設の規模等を考慮して総合的に判断するものです。

### ◆町内会長との意見交換会

#### 投票区の統廃合について

- ・出席された方からは、「もっと早く再編してもよかった」「賛成」「やむを得ない」という意見が出されました。
- ・一部の地域では、選挙管理委員会が示した案以外の投票区への統合を望む声があり、現在検討しています。

#### 移動支援について

再編に併せて実施を検討している3つの移動支援の取り組みについて、次の意見がありました。

《コミバスの臨時運行》

- ・高齢者が増えているので車のない方が心配だが、コミバスがあれば安心。さらに、コミバスの時刻などをしっかりと周知することで、利用者も増えるのではないかな。

《期日指定乗合型巡回車の運行》

- ・投票所が統廃合となる農村地区を対象とした「期日指定乗合型巡回車」について、利用しやすいように手続きは簡単にしてほしい。

《外出支援サービスの選挙分拡大》

- ・「外出支援サービス」の選挙分拡大について、要件該当者の希望者全員が利用できるようにお願いしたい。



## 全ての有権者にとって 投票しやすい環境を整えるために

有権者数の減少や期日前投票制度の浸透により、投票日当日に投票所を利用する方が減ってきています。

また、投票立会人のなり手不足などの選挙事務従事者等に係る課題、投票所の土足化や段差解消といった投票環境の課題の解決に向けて、選挙管理委員会として一定の見直しは必要と考えています。

投票区の再編によって「投票所が遠くなったから投票に行くことができない」ということがないよう、3つの移動支援の取り組みを検討しています。

令和7年執行予定の参議院議員通常選挙からの導入に向けて、選挙管理委員会として「投票区の再編案」を策定し、今後パブリックコメントを実施する予定です。

☎選挙管理委員会事務局 (☎54-5400)

## 言葉を通して知るアイヌ文化 21

文・写真：阪口 諒(さかぐち りょう)  
☎生涯学習課 学芸員 (☎54-2006)



▲キハダの実  
はじめは緑色ですが、熟すと黒くなります。

キハダ(シケレペ)はミカン科の落葉広葉樹で、秋になると実を付けます。キハダという和名は、外側の樹皮と内部の木質部との間にある内皮が、鮮やかな黄色い肌であることに由来します。

キハダは古くから生薬としても知られており、本州では樹皮から取れる黄檗(おうぼく)が胃腸薬や湿布などに利用されてきました。また、樹皮で紙や布を染めると鮮やかな黄色に染まることから染料としても使われてきました。

アイヌ民族もキハダを様々なことに利用していました。大きく剥いだ樹皮を張り合わせて即席の川舟にしたり、家を葺いたりする材料にしました。内皮は胃腸の調子が悪いときには、噛んだり煎じて飲んだりしました。

秋になるとキハダの実をたくさん採り、乾かして保存します。実は柑橘系のさわやかな香りと甘苦い味がありますが、山菜類、野菜類、豆類などから作るラタシケブ《混ぜ煮》などの薬味として利用したり、風邪のときに実を煎じたものを飲んだりしていました。

様々な用途に使われていたキハダは地名にも残っています。忠類の古い地図や文書にはシケレペウンナイ、シケレペウシナイという川の名前がいくつか記録されています。それはシケレペ《キハダ》ウン《がある》ナイ《川》やシケレペ《キハダ》ウシ《が生えている》ナイ《川》という意味です。かつて東宝地区を指していた「シキリブナイ」はシケレペ・ナイ《キハダ・川》が変化したものと考えられます。

### キハダ(シケレペ)



幕別町電子地域通貨

## まくPay祭 -2024 冬-



まくPayでお買い物すると

最大30%戻ってくる!

好評につき増額!

総額1,300万円の「まくPay」電子マネー山分け!!

お1人様 最大30%の15,000円まで還元!!

キャンペーン期間! 2024 12.20 (金) ▶ 2025 1.20 (月)

還元日 2025.2.7 予定

■キャンペーン期間お支払いをまくPayでして頂いた方に最大30%の電子マネーを還元。

※ ギフトカードでのお支払いは対象外。※ カード1枚あたり50,000円のお支払い分までが対象。

■2025年2月7日頃、お手持ちのカードに直接還元します。還元率は、期間終了後幕別町商工会ホームページにて発表。

※ 期間中のご利用金額（全体の総額）に対して、総額1,300万円を山分けする為ご利用が多かった場合、還元率が下がることがございます。

詳しくは

幕別町商工会ホームページにて掲載のキャンペーン広告をご確認下さい!!

新着情報をご覧ください!!



お問い合わせ

幕別町商工会 北海道中川郡幕別町錦町141番地19  
Tel 0155-54-2703 (平日 午前9時~午後5時迄)  
<https://www.makusho.jp>

今年は

1等1,000円札つかみどり

45本

帯広市・音更町・幕別町  
1市2町拡大開催

スケーラブル!

さあ、あなたは何枚つかめるか!?



あな、すっかり頼むわよ。

当選率

20%!!!

とち大売出し 2024

抽選本券1枚 または 抽選補助券5枚でスクラッチくじ1回抽選

お買上げ5,000円につき抽選本券1枚配布! お買上げ1,000円につき抽選補助券1枚配布!

実施期間 12/1 (日) → 25 (水)

抽選期間 12/14 (土) → 26 (木) 11:00~18:00

|     |              |           |
|-----|--------------|-----------|
| 1等賞 | 1,000円札      | ×45本      |
| 2等賞 | お買物券 5,000円分 | ×315本     |
| 3等賞 | お買物券 500円    | ×3,375本   |
| 4等賞 | お買物券 100円    | ×176,265本 |

※お買物券は参加店でのみ使えます。※当選本数は対象売上45億円抽選時の想定本数

千円札つかみどり当選者への注意事項

千円札つかみどりの実施は、下記の日時・会場に限定されます。ご都合が合わず、所定の日時・会場にお越しただけない当選者には、抽選会場にて、千円札つかみどりの最低保証額5万円の進呈をもって千円札のつかみどりに代えさせていただきます。

千円札つかみどり  
実施日時・会場

■12/20(金)・21(土) 17:00~20:00

【帯広市内】広小路Xmasマーケット会場  
【帯広市】広小路商店街アーケード

■12/22(日)~26(木) 11:00~18:00

【帯広市内】ジョイフルエーカー帯広店生活館特設会場、ハラデンキ本店  
【音更町内】ダイイチオーケー店 【幕別町内】ダイイチ札内店

■12/24(火)~26(木) 12:00~17:00

【幕別町内】幕別パークプラザ

抽選会場

【帯広市内】●イオン帯広店1階エレベーター横(西4南20) ●ジョイフルエーカー帯広店生活館特設会場(東7南16)  
●ハラデンキ本店(大通南12) ●家具の長谷川スイートデコレーションしらかば店(西21南3) ●ダイイチ白樺店(白樺16西2)  
●ダイイチ稲田店(南8線西10) ●ザ・ビッグイーストモール店(東4南16) ●マックスバリュ稲田店(西5南35)

【音更町内】●ダイイチオーケー店(木野大通西17)

【幕別町内】●ダイイチ札内店(札内共栄町164) ●ラスト(忠類栄町225 セイコーマート忠類店内)  
●12/24(火)~12/26(木) 12:00~17:00に限り:幕別パークプラザ(錦町141-19)

詳しくはWEBで!



帯広商工会議所

検索

共催:帯広商工会議所・音更町商工会・幕別町商工会 主管:帯広商工会議所

■後援:帯広市商店街振興組合連合会 ■協力:㈱日専連ジェミス・NCカード(株)・帯広信用金庫・十勝信用組合・JA忠類

<http://www.occi.or.jp>お問い合わせ/  
帯広商工会議所 TEL.0155-67-7360